

博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）第24条の規定により、次のとおり博物館相当施設の指定を取り消した。

平成24年5月18日

岩手県教育委員会

教育長 菅野洋樹

博物館相当施設の名称	所在地	取消年月日
陸前高田市海と貝のミュージアム	陸前高田市高田町字下宿55番地	平成24年5月8日